指定障害福祉サービス事業所「和歌山すみれ訪問介護ステーション」運営規程
（居宅介護、同行援護）

（事業の目的）
第１条 「医療法人研医会田辺中央病院」が設置する「和歌山すみれ訪問介護ステーション」（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）に基づく居宅介護事業（以下「指定居宅介護」という）、同行援護事業（以下「指定同行援護」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
２ 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要なサービスを提供できるように努めるものとする。
３ 指定居宅介護等の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
４ 前三項のほか、法及び和歌山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年和歌山市条例第６０号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）
第３条 指定居宅介護等の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）
第４条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名称　和歌山すみれ訪問介護ステーション
（２）所在地 和歌山市栗栖 6-18

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第５条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（１）管理者　１名（常勤職員）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
（２）サービス提供責任者 １名以上（うち常勤１名以上）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。
（ア）利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが居宅介護にあたっては「居宅介護計画」、指定同行援護にあっては「同行援護計画」という。）を記載した書面を作成し利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するとともに交付を行う。
（イ）居宅介護計画、同行援護計画（以下、「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。
（ウ）事業所に対する指定居宅介護等の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。
（３）従業者　５名以上（うち常勤２名以上）
従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）
第６条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12 月 30 日から１月３日までを除く。
（２）営業時間 午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。
（３）サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
（４）サービス提供時間 午前８時 30 分から午後５時 30 までとする。
２ 前項の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。
３ サービスの提供にあたっては、第１項の（３）及び（４）に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

（居宅介護等を提供する主たる対象者）
第７条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
（１）居宅介護事業　　身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等対象者
（２）同行援護事業　　身体障害者、障害児、難病等対象者

（居宅介護等の内容）
第８条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。
（１）居宅介護計画等の作成
（２）身体介護に関する内容
ア 食事の介護
イ 排泄の介護
ウ 衣類着脱の介護
エ 入浴の介護
オ 身体の清拭、洗髪
カ 通院等介助（身体介護を伴う場合）
キ その他必要な身体の介護
（３）家事援助に関する内容
ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修
ウ 住居等の掃除、整理整頓
エ 生活必需品の買い物
オ 関係機関との連絡
カ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）
キ その他必要な家事
（４）同行援護に関する内容
ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
（５）前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）
第９条 事業者は、指定居宅介護等を提供した際には、利用者等から、市町村が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。
２ 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者等から前項（第１項）に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
３ 事業所は、前二項（第１項及び第２項）に定めた支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。
【１回につき 500 円】
４ 事業所は、前三項に定めた費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収書を、当該費用を支払った利用者等に対して交付するものとする。
５ 事業所は、前項までに定めた費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なけるものとする。

（通常の事業の実施地域）
第１０条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
和歌山市・海南市・岩出市・紀の川市全域

（緊急時及び事故発生時における対応）
第１１条 事業所の従業者は、指定居宅介護等の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
２ 主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。
３ 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときには、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
４ 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）
第１２条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
２ 事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、法の定めるところにより、市町村等が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３ 事業所は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により実施する調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）
第１３条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
２ 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
３ 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
４ 事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（身体拘束等の禁止）
第１４条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
２ 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
３ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
（１） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催と、その結果について、従業者への周知徹底
（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備
（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

（虐待防止に関する事項）
第１５条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）虐待防止に関する担当者の選定及び設置
（２）成年後見制度の利用支援
（３）苦情解決体制の整備
（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施
（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）設置
（６）委員会の定期的な開催と、その結果について従業者への周知徹底
（７）虐待の防止のための指針の整備
（８）当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けた

と思われる利用者を発見した場合の速やかな市町村等への通報

（職場におけるハラスメントの防止）
第１６条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続の策定等）
第１７条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）
第１８条 事業者は、事業所内において感染症（又は食中毒）が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
①事業所内における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
②事業所内における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
③事業所内において、従業者に対し、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること

（その他の運営に関する重要事項）
第１９条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
① 採用時研修 採用後１ヶ月以内
② 続研修　 年２回
２ 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
３ 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から５年間保存しなければならない。
４ 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村または一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できるかぎり協力するものとする。
５ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則
この規程は、令和元年１１月　１日 から施行する。
令和２年　５月　１日 から施行する。
令和３年　３月　１日 から施行する。
令和３年　６月　１日 から施行する。
令和４年　６月　１日 から施行する。
令和５年　１月　１日 から施行する。

令和７年　３月　１日 から施行する。
令和７年１０月　１日 から施行する。
令和７年１１月　１日 から施行する。